

1 利用料金

(1) 基本料金

(単位 円)

種別		時間区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後10 時まで	午前 9 時から 午後10 時まで
ホ ー ル	平日		12,980	22,100	25,970	35,080	48,070	61,050
	平日（使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）		3,890	6,630	7,790	10,520	14,420	18,310
	土曜日、日曜日及び休日（以下「休日等」という。）		15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780
	土・日・休日（使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）		15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780
集 会 室 等	第1講座室		3,870	6,480	7,850	10,350	14,330	18,200
	第2講座室		1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第3講座室		930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第4講座室		930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第1会議室		1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第2会議室		930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	研修室		1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	視聴覚室		1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	音楽室		1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	料理室		1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	陶芸室		1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	和室1		620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和室2		620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120

和室 1・2（合室利用）	930	1,720	2,020	2,650	3,740	4,670
楽屋（洋室）	310	510	620	820	1,130	1,440
楽屋（和室）	310	510	620	820	1,130	1,440

備考 特別に電気その他を使用するときは、実費を徴収する。

- (2) 梅文化会館共同事業体堺市立梅文化会館管理運営規則第4条の2第1項の規定によるホール等の使用時間の繰り上げに係る利用料金及び同規則第8条第3項の規定によるホール等の使用時間の超過に係る利用料金

(単位 円)

種別		利用料金
ホール	平日	6,490
	休日等	7,810
研修室		660
視聴覚室		960
音楽室		960
楽屋（洋室）		160
楽屋（和室）		160

備考 ホール以外の施設は、ホールと同時に使用しようとする場合に限り使用できるものとする。

- (3) 利用料金の加算及び減算の条件並びに割合の設定

次の表に基づき利用料金を加算し、又は減算する。

条件	利用料金	備考
市外居住者(法人その他の団体又は事業所にあつては、その所在地が本市の区域外に存するもの)が使用するとき	基本料金にその5割を加算(10円未満切り捨て)	
利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うとき	基本料金にその5割を加算(10円未満切り捨て)	営利を目的とする個人・団体が使用の場合は、「その他営利を目的とする行為を行うとき」に該当し、加算する。
ホールを練習や準備のために使用するとき	基本料金の7割を徴収(10円未満切り捨て)	使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込に

		よる使用で、舞台のみ使用する場合を除く。
使用しようとする日の2ヶ月前の日以後の申込による使用で、ホールのみ使用するとき	(1) 基本料金の表に記載のとおり	練習に限る。

備考 1 使用区分ごとに予約した場合と、2 使用区分又は3 使用区分を通し予約した場合に同額とならない場合があるため、「昼間」「昼夜間」「全日」の使用区分に対し、加算減算を行う場合は総額に対し対象となる割合を乗じる。

(4) 附属設備使用料金

(単位 円)

区分 種別	器具名等		数量	使用 料金	備考
舞台 設備	反響板		1 式	3,130	人件費は別
	スクリーン		1 式	1,030	
	ピアノ		1 台	8,370	調律料は別
	ピアノ（使用しようとする日の2ヶ月前の日以後における申込で舞台のみの使用）		1 台	2,510	調律料は別
	指揮台		1 台	310	譜面台付き
	所作台		1 式	5,230	人件費は別
	平台		1 式	2,080	
	演台		1 台	510	
	譜面台		1 台	100	
	金びょうぶ		1 双	2,080	
	ひもうせん		1 式	510	
	あかね		1 式	510	
照明 設備	A セ ット	シーリングスポットライト	1 組	7,330	
		ボーダーライト	2 列		
		フロントスポットライト	2 組		
		スポットライト	2 台		
	B セ ット	シーリングスポットライト	2 組	12,560	
		ボーダーライト	4 列		
		フロントスポットライト	4 組		

	フォロースポットライト	2 台		
	シーリングスポットライト	1 組	2,500	
	フロントスポットライト	1 組	1,030	
	クセノンピンスポットライト	1 台	3,130	
	フォロースポットライト	1 台	1,030	
	スポットライト500W	1 台	310	
	スポットライト1kW	1 台	510	
	フットライト	1 列	620	
	ボーダーライト	1 列	1,030	
	アッパーホリゾンライト	1 列	1,250	
	ローアホリゾンライト	1 列	1,250	
	効果器	1 台	1,250	
音響 設備	レコードプレーヤー	1 台	1,030	レコードは別
	テープレコーダー	1 台	2,080	テープは別
	カセットデッキ	1 台	1,030	テープは別
	マイクロホン	1 本	1,030	
	ワイヤレスマイク	1 チャン ネル	2,080	
	はねかえりスピーカー	1 式	2,080	
	拡声装置	1 式	4,180	
その他 の設備	シャワー室	1 室	510	

備考

- 1 本表の使用料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算する。
- 2 その他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については、実費を徴収する。

2 開館時間

午前9時から午後10時まで

ただし、使用日当日に生じた特別の理由により使用者がホールの使用時間の延長（午後10時から午後11時までの間に限る。）を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該延長に係る使用許可の変更を承認することがある。

また、ホール利用時、その準備行為等のために開館時間前利用（午前8時から午前9時までの間に限る。）を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該開館前利用に係る使用許可を事前に承認することがある。

3 休館日

- (1) 祝日を除く月曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日まで